

子供を性的な被害から守るために



子供が性的な被害に遭う犯罪とは？

- 児童買春、児童ポルノの製造等、未成年者への淫行
- 児童の性に着目した営業による児童福祉法違反等
- その助長行為
など



絶対に許してはいけ
ない犯罪です！

児童買春等の福祉犯罪は、児童の心身に有害な影響を与え、その権利を著しく侵害する悪質な犯罪です。下記のような行為は、法律で禁止されています。

福祉犯罪の一例

18歳未満の児童と性的な行為をした

- ・ 児童買春・児童ポルノ禁止法 ～ 買春 5年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- ・ 児童福祉法 ～ 淫行させる行為 10年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- ・ 少年保護育成条例 ～ みだらな性行為 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

SNSで児童に裸の画像を要求して送ってもらった

- ・ 刑法(16歳未満者に対する映像送信要求罪)～ 1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- ・ 少年保護育成条例 ～ 児童ポルノの要求 30万円以下の罰金
- ・ 児童買春・児童ポルノ禁止法 ～ 児童ポルノの製造 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- ・ 児童買春・児童ポルノ禁止法 ～ 児童ポルノの所持 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

児童の裸の映像を友達に送った

- ・ 児童買春・児童ポルノ禁止法 ～ 児童ポルノの提供 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

警察では、サイバーパトロール等あらゆる活動を通じて、犯人を厳正に取締るとともに被害少年の発見・保護を推進しています。

熊本県では、令和5年に児童買春・児童ポルノ禁止法や少年保護育成条例などで、50人の犯人を検挙し、59人の被害少年を保護しています。

令和5年中
福祉犯検挙状況

検挙件数
80件

検挙人数
50人

被害少年
59人



保護者の方へ

児童を狙う犯罪は、身近に潜んでいます！

女子中・高校生を中心に、SNSで知り合った相手の要求に応じて、自身の裸の映像を送信させられたり、実際に会って、そこで性的な被害に遭うなどのケースが後を絶ちません。



多くの子供が、SNS等を利用して、親の知らない間に被害に巻き込まれています。
子供を守るために、フィルタリングの設定や、インターネットの利用について、家族で十分話し合っ
て、性的被害に対する危機意識を高めましょう。